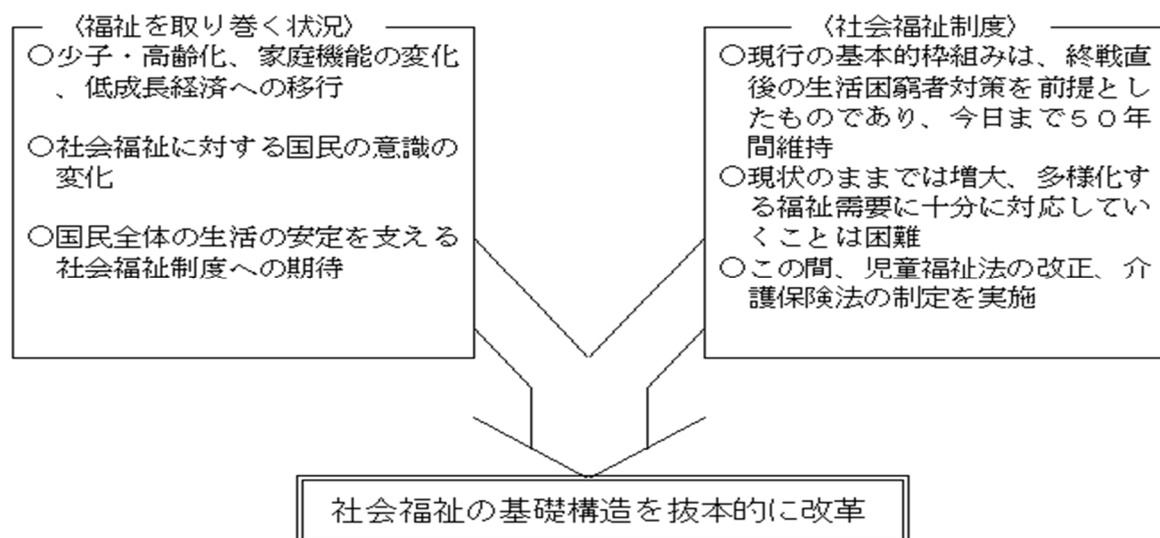
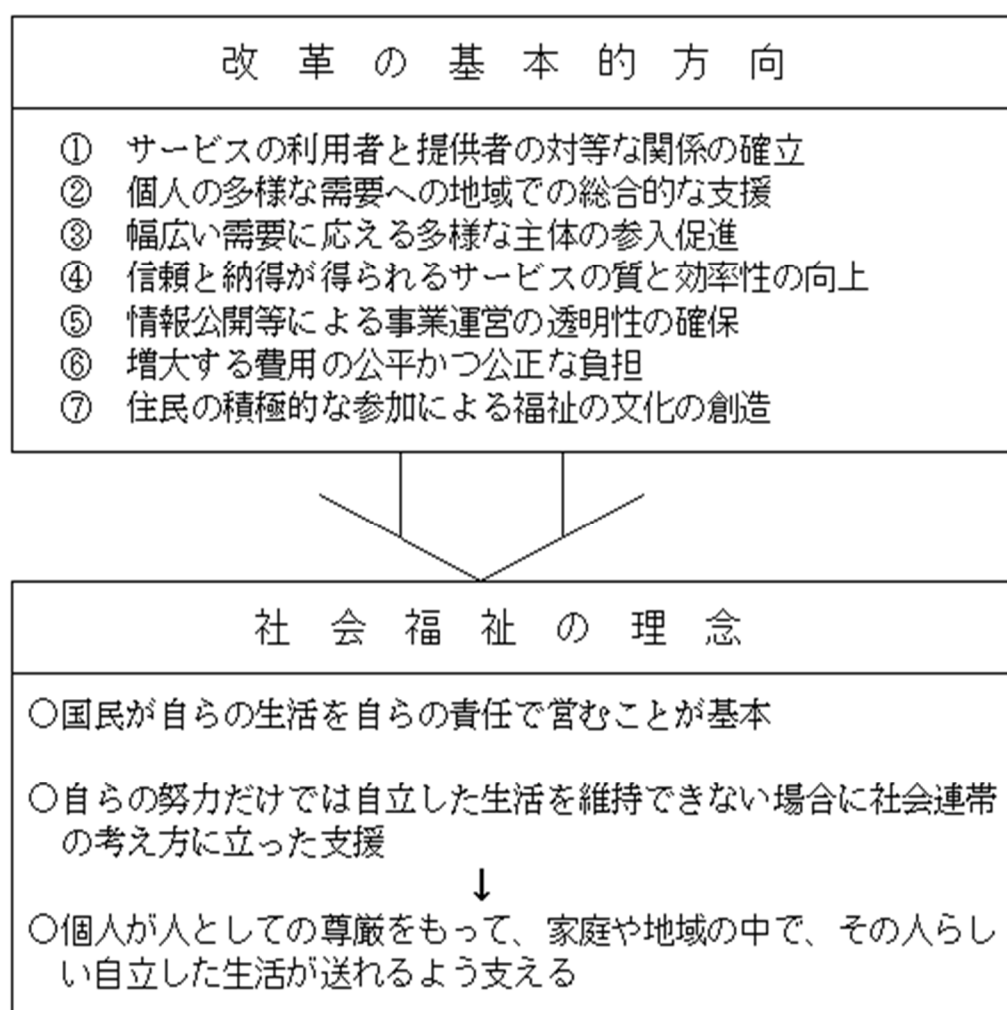


I 改革の必要性



II 改革の理念



III 改革の具体的内容

社会福祉事業法及び関係法令の改正を含め、次のような制度の抜本的な改革のための措置を早急に講じる必要がある。

1 社会福祉事業の推進

社会福祉事業

- ◎ 権利擁護のための相談援助事業、障害者の情報伝達を支援するための事業などを新たに追加するとともに、公益質屋など存在意義の薄れたものは廃止
- 身近できめ細かなサービス提供のため事業の規模要件を緩和
- ◎ 多様なサービス提供を確保するため、事業の性格等に応じ経営主体の範囲を見直し

社会福祉法人

- ◎ 社会福祉法人は、低所得者、援護困難者に配慮した事業実施など、引き続きサービス提供において中心的な役割
- ◎ 民間企業等の他の事業主体との適正な競争条件の整備
- ◎ 厳格な会計区分の撤廃、理事長等の経営責任体制の確立、法人の経営規模の拡大などによる経営基盤の確立
- 外部監査の導入や情報開示による適正な事業運営の確保
- 既存法人の資産の活用の方策の検討

サービスの利用

- ◎ 行政処分である措置制度から、個人が自ら選択し、それを提供者との契約により利用する制度への転換を基本
- ◎ サービスの内容に応じ利用者に着目した公的助成
- 利用者にとって利便性の高い利用手続及び支払方法の導入
- 契約による利用が困難な理由があるものは特性に応じた制度

権利擁護

- ◎ 成年後見制度とあわせ、社会福祉分野において、各種サービスの適正な利用を援助するなどの権利擁護の制度を導入・強化

施設整備

- ◎ サービスの対価を施設整備に係る借入金の償還に充てることができる仕組みを導入

- 選択に基づくサービス利用ができるよう供給体制の計画的な整備
- 地方分権の観点から、老人保健福祉計画等との整合性を確保した上で、公立施設の単独整備も可能となるように公費補助制度の見直し
- 施設の複合化の推進などに対応し、公費補助制度の弾力的、効果的な運用

2 質と効率性の確保

サービスの質

- ◎ サービスの提供過程、評価などの基準を設け、専門的な第三者機関によるサービスの評価の導入
- 福祉サービス全般に介護支援サービス(ケアマネジメント)のようなサービス提供手法の確立
- サービスに関する情報の開示、利用者等の意見反映の仕組みや第三者機関による苦情処理
- 外部監査、情報開示などを踏まえ、行政による監査の重点化、効率化

効率性

- 経営管理指標の設定、外部委託制限の緩和等の実施による経営の効率性の向上
- 福祉事業経営のための人材育成や専門的な経営診断・指導の活用

人材養成・確保

- ◎ 社会福祉施設等職員にふさわしい給与体系を導入し、その能力等に応じた処遇
- 幅広い分野からの優秀な人材の参入を促進
- 専門職の教育課程の見直しなど質の向上

3 地域福祉の確立

地域福祉計画

- ◎ 地域での総合的なサービスを受けられる体制を整備するため、対象者ごとの計画を統合した地域福祉計画の導入

福祉事務所等行政実施体制

- 地域の実情に応じ、福祉事務所の機能を効果的かつ効率的に発揮できるような行政実施体制の確立
- いわゆる三科目主事について、その資質を確保する観点から見直し

社会福祉協議会

◎ 市区町村社協は、地域の住民組織、ボランティア組織の連携強化や日常生活援助を中心的な活動とし、地域の公益的な組織として位置付け

○ 都道府県社協は、社会福祉事業経営者の協議会として連絡調整等を推進

民生委員・児童委員

○ 住民が安心して暮らせるような支援を行う者として位置付け

○ 児童委員としての機能の強化、主任児童委員の積極活用

共同募金

○ 事業の透明性の向上、社会福祉事業者への過半数配分規制の撤廃、広域配分が可能となる仕組みの導入